

件名	ファミリーハウスあい管理条例
主管課	健康増進課
根拠法令等	
<p>【条例の概要】</p> <p>ファミリーハウスあいへの指定管理者制度の導入に伴い、管理の基準、業務の範囲、利用料金等について定める。</p> <p>1 ファミリーハウスあいの業務</p> <p>(1) 長期にわたり医療施設において療養を必要とする児童の家族等に対する宿泊及び休養の施設の提供に関すること。</p> <p>2 指定管理者の業務及び権限</p> <p>(1) 1に掲げるファミリーハウスあいの業務の実施に関すること。</p> <p>(2) ファミリーハウスあいの利用の許可に関すること。</p> <p>(3) 利用料金の収受に関すること。</p> <p>(4) ファミリーハウスあいの施設の利用の促進に関すること。</p> <p>(5) ファミリーハウスあいの施設、附属設備及び備品の維持管理に関すること。</p> <p>3 利用時間</p> <p>(1) 宿泊利用：午後4時から翌日の午前9時まで</p> <p>(2) 休憩利用：午前9時30分から午後3時30分まで</p> <p>(3) プレイルーム：午前8時30分から午後9時まで</p> <p>(4) 指定管理者は、知事の承認を得て利用時間を変更できる。</p> <p>4 休館日 1月1日から3日まで及び12月29日から31日まで</p> <p>指定管理者が特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は休館日に利用させることができる。</p> <p>5 利用の許可 宿泊室等を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。条例違反者等については、利用の許可の取消し等を行う。</p> <p>6 利用料金 指定管理者の収入とする。</p> <p>利用料金の額は、指定管理者が知事の承認を受けて決定し、公表する。</p> <p>既に収受した利用料金は、やむを得ない場合を除き、還付しない。</p> <p>7 利用料金の減免 県又は指定管理者が施設の目的を達成するために利用するときなど</p>	
施行日	平成18年4月1日
<p>【その他参考事項】</p> <p>1 県費支出なし</p> <p>2 施設の種類 慢性疾患児家族宿泊施設（宿泊室数5部屋）</p>	